

I. パラナ州、サンタ・カタリーナ州及びリオ・グランデ・ド・スール州におけるジカ・ウィルス感染症等の各州保健局が公表した発生状況について以下の通りお知らせいたします（感染者数が記載されている都市は、感染者がいる全ての都市ではなく、州内の主な都市のみを記載しています）。デング熱やジカウィルス感染症は、蚊を媒介とした感染症なので、蚊よけスプレーを使用する等して予防に努めてください。

## 1. ジカウィルス感染症

(1) パラナ州（5月17日公表）：288人（死亡者なし）

- ・クリチバ市 40人
- ・コロラド市 33人
- ・マリンガ市 22人
- ・ノヴァ・プラタ・ド・イグアス市 18人
- ・サンタ・イザベル・ド・オエステ市 11人
- ・パラナグア市 9人
- ・ロンドリナ市 9人

パラナ州において、ジカウィルス感染症を発症した妊婦27人のうち7人は既に出産しており、出生した子供に異状は確認されなかった。また、同妊婦のうち2人は流産。残りの18人については現在同州保健局の監視下であり、経過を観察している。

(2) サンタ・カタリーナ州（5月14日現在）：36人（死亡者なし）

- ・フロリアノポリス市 8人
- ・イプアス市 2人
- ・カンボリウ市 1人
- ・イタジャイ市 1人
- ・サン・フランシスコ・ド・スール市 1人

(3) リオ・グランデ・ド・スール州 (5月14日現在): 32人 (死亡者なし)

・ポルトアレグレ市 16人

・ノーヴォ・アンプルゴ市 3人

・ドイス・イルモンス、フレデリッコ・ヴェスファレン、ベント・ゴンサル  
ヴェス、ガリバルジ、バジェ市、イヴォチ、ロンジンニャ、サンタ・マリア、  
サントアンジェロ、テウトニア、トラマンダイの各都市 1人

## 2. デング熱

(1) パラナ州 (5月17日公表): 45,482人 (50人死亡)

・パラナグア市 15,368 (27人死亡)

・フォス・ド・イグアス市 5,183人 (12人死亡)

・ロンドリナ市 3,712人

・マリンガ市 1,920人 (2人死亡)

・アサイ市 1,373人

パラナ州保健局によると、デング熱の発症数は10日の公表以降8%増加し、今後冬が深まるにつれ減少傾向に向かうが、州北部及び西部はデング熱流行地とされており、依然として予断を許さない状況が続くの由。

(2) サンタ・カタリーナ州 (5月14日現在): 4,116人 (1人死亡)

・ピンニャルジンニョ市 2,392人

・シャペコ市 697人 (1人死亡)

・セーハ・アルタ市 153人

・コロネル・フレイタス市 149人

・デスカンソ市 87人

・ボンジェズ市 72人

・イタジャイ市 59人

(3) リオ・グランデ・ド・スール州 (5月14日現在): 1,564人 (1人死亡)

・フレデリッコ・ヴェスファレン市 275人

・ポルトアレグレ市 266人

・イジュイ市 241人

・シャパーダ市 181人

・アルペストレ市 94人

・カノアス市 92人

・サンタローザ市 75人

### 3. A型インフルエンザ

(1) パラナ州 (5月13日現在): 273人 (30人死亡)

・マリンガ市 63人 (1人死亡)

・ロンドリナ市 47 (1人死亡)

・クリチバ市 37人 (3人死亡)

・フォス・ド・イグアス市 16人 (7人死亡)

・ポンタ・グロッサ市 15人

・コルネリオ・プロコピオ市 13人 (1人死亡)

・サン・ジョゼ・ドス・ピンニャイス市 10人 (1人死亡)

・ウムアラマ市 8人 (1人死亡)

・シアノルテ市 7人

(2) サンタ・カタリーナ州 (5月11日現在): 103人 (21人死亡)

・ブルメナウ市 29人 (4人死亡)

- ・ ジョインヴィレ市 8人（1人死亡）
- ・ イタジャイ市 6人
- ・ フロリアノポリス市 7人（1人死亡）
- ・ アララングア市 5人（4人死亡）
- ・ ラジェス市 4人（1人死亡）
- ・ ブルスケ市 3人（1人死亡）
- ・ トゥバロン市 3人
- ・ サン・ジョゼ市 3人（2人死亡）
- ・ クリシウマ市 3人
- ・ ガアラミリン市 2人（2人死亡）

(3) リオ・グランデ・ド・スール州（5月14日現在）：244人（48人死亡）

- ・ ポルトアレグレ市 84人（8人死亡）
- ・ ヴィアモン市 14人
- ・ カノアス市 14人（1人死亡）
- ・ カシアス・ド・スール市 9人（1人死亡）
- ・ パツソ・フンド市 8人（2人死亡）
- ・ ソブラジンニョ市 5人（1人死亡）
- ・ リオグランデ市 5人

Ⅱ. 中南米等におけるジカウイルス感染症の流行に関する「感染症危険情報」が更新され、海外安全ホームページに以下のとおり掲載されましたので、お知らせいたします。

件名：感染症危険情報（中南米等におけるジカウイルス感染症の流行：妊婦及び妊娠予定の方は特にご注意ください。）（その13）

[前回からの更新内容]

- ・ブラジル政府発表の小頭症疑い例等の報告件数（以下1.（2））
- ・ジカウイルス感染症の発生地域にペルー、グレナダ、フランス領（サン・バルテルミー島）、フィリピン及びベトナムを追加（以下2.（1））。
- ・日本国内での感染の可能性（以下2.（2））
- ・母胎から胎児への感染リスク等を追加（以下4.（1））

「レベル1:十分注意してください。」

「特に妊娠中の方又は妊娠を予定している方は、流行国・地域への渡航・滞在を可能な限りお控えください。」

※厚生労働省のホームページにおいても関連情報が提供されていますので、こちら  
も併せてご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000109881.html>

## 1. 世界保健機構(WHO)による緊急事態宣言及び米疾病管理予防センター(CDC)による発表等

(1)WHOは、2016年2月1日に開催された、ジカウイルス感染症に関する国際保健規則(IHR)緊急委員会(第1回)会合の勧告を踏まえ、ブラジルにおける小頭症やその他神経障害の急増が「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC、Public Health Emergency of International Concern)」に該当することを宣言しました。

また、3月8日に開催された同委員会の第2回会合後も、WHOは、引き続きPHEICを維持するとともに、妊婦による感染地域への渡航自粛を含む勧告を発出しています。

(2)4月13日、CDCは、ジカウイルス感染が小頭症及びその他の重症な胎児の脳障害を引き起こす原因であると結論づけたとする発表を行いました。

以下2. のとおり、引き続き、中南米地域を中心に各地でジカウイルス感染症が流行しており、特に影響の大きいブラジルでは、2016年11月から2016年5月第1週までに、7,438例の小頭症の疑い例が報告され、検査結果が確定した4,004件のうち1,326件について、先天性小頭症及び(又は)中枢神経異常と判定されています(ブラジル保健省発表)。

(3)つきましては、流行国・地域への渡航・滞在に当たっては十分に注意して下さい。特に、妊娠中又は妊娠を予定している方は、流行国・地域への渡航・滞在を可能な限りお控え下さい。やむを得ず渡航・滞在する場合には、在ブラジル日本国大使館をはじめとする渡航先の在外公館等からの最新の関連情報を入手するとともに、主治医と相談の上、厳密な防蚊対策を講じるなど以下4. も参考に十分な感染予防に努めてください。

## 2. ジカウイルス感染症の発生状況

## (1) 海外での発生状況

WHO等によれば、2015年5月以降、ブラジルをはじめとする中南米地域を中心に、以下の48の国・地域でジカウイルス感染症の感染例が報告されています。

### ○中南米地域

バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、グレナダ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、セントビンセントグレナディーン諸島、セントルシア、スリナム、トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、ペルー、フランス領(グアドループ、サン・マルタン、ギアナ、マルティニーク、サン・バルテルミー島)、オランダ領(アルバ、ボネール、キュラソー及びシント・マールテン)、米領(バージン諸島及びプエルトリコ)

### ○アジア・大洋州地域

米領サモア、マーシャル、サモア、トンガ、パプアニューギニア、フランス領(ニューカレドニア)、フィジー、ミクロネシア(コスラエ州)、タイ、フィリピン、ベトナム

### ○アフリカ地域

カーボヴェルデ

## (2) 国内における感染者の発生

日本国内ではこれまでに、海外で感染し、帰国後に発症する輸入症例が8例(そのうち今回の中南米における流行後は5例)報告されています。

現在日本での流行はありませんが、日本にはジカウイルスの媒介蚊であるヒトスジシマカが秋田県及び岩手県以南のほとんどの地域に生息していることから、万が一流行地域でウイルスに感染し発症期にある人が、国内で蚊に刺され、その蚊が他の人を吸血した場合に、国内でも感染者が発生することがあり得ます。国内のヒトスジシマカの活動時期は5月下旬から10月下旬頃までと言われており、今後は国内でも

蚊の活動期に入ることから、流行地域からの帰国者は、帰国後も少なくとも2週間程度は蚊に刺されないための対策を行ってください(以下4. (4)参照)。

### 3. その他の蚊媒介感染症(デング熱、チクングニア熱)への注意

ジカウイルス感染症が流行している地域では、同様に蚊を媒介とした感染症であるデング熱やチクングニア熱の発生も例年報告されており、注意が必要です。ブラジルでは、2015年に約160万人がデング熱に感染し、うち863人が死亡しています。感染経路や症状についてはジカウイルス感染症と類似しているため、以下4. を参照に蚊に刺されない予防に努めてください。特に、デング熱は、重症化すると皮下出血や肝腫大等を引き起こし、デング出血熱又はデングショック症候群と呼ばれる重篤な病態を示し、死に至る場合もあります。流行地域へ渡航・滞在される方は予防対策の励行を心がけてください。

## 4. ジカウイルス感染症について

### (1)感染経路

ジカウイルスを持ったネッタイシマカやヒトスジシマカに刺されることで感染します。感染した人を蚊が刺すと、蚊の体内でウイルスが増殖し、その蚊に他の人が刺されると感染する可能性があります。また、母胎から胎児への感染(母子感染)や、輸血による感染、性交渉による感染リスクも指摘されています。流行地域に滞在中は、症状の有無にかかわらず、性行為の際にコンドームを使用するか、性行為を控えるとともに、流行地域から帰国した男性は、症状の有無にかかわらず、最低4週間、パートナーが妊婦の場合は妊娠期間中、性行為の際にコンドームを使用するか、性行為を控えるようにしてください。また、流行地域から帰国した女性は、最低4週間は妊娠を控えるようにしてください。

## (2) 症状

ジカウイルスに感染してから発症するまでの期間(潜伏期間)は2~12日で、主に2~7日で、およそ2割の人に発症すると言われています。発症すると軽度の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、斑丘疹、疲労感、倦怠感などを呈しますが、一般的にデング熱やチクングニア熱より軽症と言われています。

## (3) 治療方法

現在、ジカウイルス感染症には有効なワクチンや特異的な治療法はなく、対症療法が行われます。ジカウイルス感染症が流行している地域で蚊に刺された後に発熱が続く、または発疹が出るなど、ジカウイルス感染症を疑う症状が現れた場合には、医療機関への受診をお勧めします。

## (4) 予防

ジカウイルス感染症には有効なワクチンもなく、蚊に刺されないようにすることが唯一の予防方法です。これらの感染症の発生地域に旅行を予定されている方は、次の点に十分注意の上、感染予防に努めてください。また、症状の有無にかかわらず、帰国後少なくとも2週間程度は忌避剤を使用し、蚊に刺されないための対策を行ってください。

●外出する際には長袖シャツ・長ズボンなどの着用により肌の露出を少なくし、肌の露出した部分や衣服に昆虫忌避剤(虫除けスプレー等)を2~3時間おきに塗布する。昆虫忌避剤は、ディート(DEET)やイカリジン等の有効成分のうちの1つを含むものを、商品毎の用法・用量や使用上の注意を守って適切に使用する。一般的に、有効成分の濃度が高いほど、蚊の吸血に対する効果が長く持続すると言われている。

●室内においても、電気蚊取り器、蚊取り線香や殺虫剤、蚊帳(かや)等を効果的に使用する。

●規則正しい生活と十分な睡眠、栄養をとることで抵抗力をつける。

●軽度の発熱や頭痛、関節痛や結膜炎、発疹等が現れた場合には、ジカウイルス感染症を疑って、直ちに専門医師の診断を受ける。

●蚊の繁殖を防ぐために、タイヤ、バケツ、おもちゃ、ペットの餌皿等を屋外放置しない、植木の水受け等には砂を入れるなどの対策をとる。

#### 5. 流行地域からの帰国時・帰国後の対応(日本国内の検疫について)

すべての蚊がジカウイルスを保有しているわけではないので、蚊に刺されたことだけで過度に心配する必要はありませんが、心配な方や発熱等の症状のある方は、帰国された際に、空港の検疫所でご相談ください。

また、帰国後に心配なことがある場合は、最寄りの保健所等にご相談ください。なお、発熱などの症状がある場合には、医療機関を受診してください。

#### 6. 在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には万が一に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え必ず在留届を提出してください。

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/index.html> )

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、「たびレジ」に登録してください。

(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/#> 参照)

(参考情報)

○厚生労働省HP(ジカウイルス感染症について)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000109881.html>

○世界保健機関(WHO):Microcephaly/Zika virus(英文)

<http://www.who.int/emergencies/zika-virus/en/>

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所:東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話:(代表)03-3580-3311(内線)2902、2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局政策課(海外医療情報)

電話:(代表)03-3580-3311(内線)5367

○外務省 海外安全ホームページ: <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(携帯版) <http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>

(現地大使館連絡先)

○在ブラジル日本国大使館

電話:(市外局番 61)3442-4200

国外からは(国番号 55)-61-3442-4200

ホームページ:<http://www.br.emb-japan.go.jp/nihongo/index.html>

○在ベレン領事事務所

電話:(市外局番 91) 3249-3344

国外からは(国番号 55)-91-3249-3344

ホームページ:<http://www.belem.br.emb-japan.go.jp/pt/jp/index.html>

○在レシフェ領事事務所

電話:(市外局番 81)3207-0190

国外からは(国番号 55)-81-3207-0190

ホームページ:<http://www.br.emb-japan.go.jp/nihongo/recife.html>

○在サンパウロ日本国総領事館

電話:(市外局番 11)3254-0100

国外からは(国番号 55)-11-3254-0100

ホームページ:<http://www.sp.br.emb-japan.go.jp/jp/index.htm>

○在リオデジャネイロ日本国総領事館

電話:(市外局番 21)3461-9595

国外からは(国番号 55)-21-3461-9595

ホームページ:<http://www.rio.br.emb-japan.go.jp/nihongo/index.html>

○在クリチバ日本国総領事館

電話:(市外局番 41) 3322-4919

国外からは(国番号 55)-41-3322-4919

ホームページ:[http://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/index\\_j.html](http://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/index_j.html)

○在ポルトアレグレ領事事務所

電話:(市外局番 51) 3334-1299

国外からは(国番号 55)-51-3334-1299

ホームページ:[http://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/poa\\_j.html](http://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/poa_j.html)

○在マナウス日本国総領事館

電話:(市外局番 92) 3232-2000

国外からは(国番号 55)-92-3232-2000

ホームページ:<http://www.manaus.br.emb-japan.go.jp/>

○在バルバトス日本国大使館

電話番号:246-287-5296

国外からは(国番号 1)-246-287-5296

○在ボリビア日本国大使館

電話:(市外局番 2)241-9110~3

国外からは(国番号 591)-2-241-4110~3

ホームページ:<http://www.bo.emb-japan.go.jp/jp/index.htm>

○在サンタクルス出張駐在官事務所

電話:(市外局番 3)333-1329

国外からは(国番号 591)-3-333-1329

○在コロンビア日本国大使館

電話:(市外局番 01) 317-5001

国外からは(国番号 57)-1-317-5001

ホームページ:[http://www.colombia.emb-japan.go.jp/japanese/index\\_j.htm](http://www.colombia.emb-japan.go.jp/japanese/index_j.htm)

○在コスタリカ日本国大使館

電話:2232-1255

国外からは(国番号 506)2232-1255

ホームページ:<http://www.cr.emb-japan.go.jp/japones/index-j.htm>

○在ドミニカ共和国日本国大使館

電話:市外局番(809)567-3365~7

国外からは(国番号 1)-809-567-3365~7

ホームページ:<http://www.do.emb-japan.go.jp/jp/index.htm>

○在エクアドル日本国大使館

電話:(市外局番 02)227-8700

国外からは(国番号 593)-2-227-8700

ホームページ：[http://www.ec.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.ec.emb-japan.go.jp/index_j.htm)

○在エルサルバドル日本国大使館

電話：2528-1111

国外からは(国番号 503)2528-1111

ホームページ：[http://www.sv.emb-japan.go.jp/index\\_jp.html](http://www.sv.emb-japan.go.jp/index_jp.html)

○在グアテマラ日本国大使館

電話：2382-7300

国外からは(国番号 502)-2382-7300

ホームページ：<http://www.gt.emb-japan.go.jp/mainJA.htm>

○在トリニダード・トバゴ日本国大使館(ガイアナ、セントビンセントグレナディーン諸島、スリナム、ドミニカ、セントルシア及びグレナダを兼轄)

電話：628-5991

国外からは(国番号 868)628-5991

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

○在ハイチ日本国大使館

電話：2256-5885/3333

国外からは(国番号 509)-2256-5885/3333

ホームページ：<http://www.ht.emb-japan.go.jp/j/>

○在ホンジュラス日本国大使館

電話：2236-5511

国外からは(国番号 504)-2236-5511

ホームページ：<http://www.hn.emb-japan.go.jp/>

○在ジャマイカ日本国大使館(ベリーズ兼轄)

電話：(市外局番 0876) 929-3338/9

国外からは(国番号 1)-876-929-3338/9

ホームページ: <http://www.jamaica.emb-japan.go.jp/jp/>

○在メキシコ日本国大使館

電話:(市外局番 55) 5211-0028

国外からは(国番号 52)55-5211-0028

ホームページ: <http://www.mx.emb-japan.go.jp/>

○在レオン総領事館

電話:(市外局番 477)343-4800

国外からは(国番号 52)477-343-4800

○在ニカラグア日本国大使館

電話:(市外局番なし)2266-8668～8671

国外からは(国番号 505)-2266-8668～8671

ホームページ: [http://www.ni.emb-japan.go.jp/index\\_j.html](http://www.ni.emb-japan.go.jp/index_j.html)

○在パナマ日本国大使館

電話:263-6155

国外からは(国番号 507)-263-6155

ホームページ: <http://www.panama.emb-japan.go.jp/jp/>

○在パラグアイ日本国大使館

電話:(市外局番 021)604-616,604-617,603-682,606-900

国外からは(国番号 595)-21-604-616,604-617,603,682,505-900

ホームページ: <http://www.py.emb-japan.go.jp/jap/index-jp.html>

○在エンカルナシオン領事事務所

電話:(市外局番 071)202-287,202-88

国外からは(国番号 595)-71-202-287,202-288

ホームページ：<http://www.py.emb-japan.go.jp/jap/encarnacion-jimusho.htm>

○在ベネズエラ日本国大使館

電話：(市外局番 0212)262-3435

国外からは(国別番号 58)-212-262-343

ホームページ：<http://www.ve.emb-japan.go.jp/>

○在フランス日本国大使館(フランス領を兼轄)

電話：(市外局番 01) 4888-6200

国外からは(国番号 33)-1-4888-6200

ホームページ：<http://www.fr.emb-japan.go.jp/jp/>

○在オランダ日本国大使館(オランダ領アルバ、ボネール、キュラソー及びシント・マールテンを兼轄)

電話：(市外局番 070)- 3469544

国外からは(国番号 31)-70-3469544

ホームページ：<http://www.nl.emb-japan.go.jp/indexj.html>

○在ニューヨーク日本国総領事館(プエルトリコ及び米領バージン諸島を兼轄)

電話：(212) 371-8222

国外からは(国番号 001)212-371-8222

ホームページ：<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/index.html>

○在マーシャル日本国大使館

電話：247-7463

国外からは(国番号 692)-247-7463

ホームページ：<http://www.mh.emb-japan.go.jp/j/>

○在ニュージーランド日本国大使館(サモアを兼轄)

電話：(市外局番 04) 473-1540

国外からは(国番号 64)4-473-1540

ホームページ:[http://www.nz.emb-japan.go.jp/index\\_j.html](http://www.nz.emb-japan.go.jp/index_j.html)

○在パプアニューギニア日本国大使館

電話:(市外局番 0321)1800, 1483, 1305

国外からは(国番号)675-321-1800, 321-1483, 321-1305

ホームページ:<http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>

○在タイ日本国大使館領事部

電話:(市外局番 02)207-8502 又は 696-3002(邦人保護)

国外からは(国番号 66)-2-207-8502 又は 696-3002

ホームページ:<http://www.th.emb-japan.go.jp/>

○在チェンマイ日本国総領事館

電話:(市外局番 053)203367

国外からは(国番号 66)-53-203367

ホームページ:<http://www.chiangmai.th.emb-japan.go.jp/>

○在トンガ日本国大使館

電話:22221

国外からは(国番号 676)-22221

ホームページ:[http://www.ton.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.ton.emb-japan.go.jp/index_j.htm)

○在ホノルル日本国総領事館(米領サモアを兼轄)

電話:(市外局番 808) 543-3111

国外からは(国番号 001)-808-543-3111

ホームページ:[http://www.honolulu.us.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.honolulu.us.emb-japan.go.jp/index_j.htm)

○在シドニー日本国総領事館(ニューカレドニアにおける緊急時の連絡先)

電話:(市外局番 02)9250-1000

国外からは(国番号 61)2-9350-1000

ホームページ:[http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index_j.htm) 

○在キューバ日本国大使館

電話:(市外局番 07)204-3355

国外からは:(国番号 53)7-204-3355

ホームページ:<http://www.cu.emb-japan.go.jp/> 

○在フィジー日本国大使館

電話:3304633

国外からは:(国番号 679)3304633

ホームページ:[http://www.fj.emb-japan.go.jp/JapaneseVersion/index\\_j.html](http://www.fj.emb-japan.go.jp/JapaneseVersion/index_j.html) 

○在ミクロネシア日本国大使館

電話:320-5465

国外からは:(国番号 691)320-5465

ホームページ:[http://www.micronesia.emb-japan.go.jp/index\\_j.html](http://www.micronesia.emb-japan.go.jp/index_j.html) 

○在ペルー日本国大使館

電話:(市外局番 01)218-1130

国外からは:(国番号 51)1-218-1130

ホームページ:[http://www.pe.emb-japan.go.jp/inicio\\_jp.html](http://www.pe.emb-japan.go.jp/inicio_jp.html) 

○在フィリピン日本国大使館

電話:551-5710

国外からは:(国番号 63)2-551-5710

ホームページ:[http://www.ph.emb-japan.go.jp/index\\_japanese\\_version.htm](http://www.ph.emb-japan.go.jp/index_japanese_version.htm)

○在セブ領事事務所

電話:231-7321、231-7322

国外からは:(国番号 63)32-231-7321、32-231-7322

ホームページ:<http://www.ph.emb-japan.go.jp/about/cebu%20j.htm>

○在ダバオ領事事務所

電話:221-3100

国外からは:(国番号 63)221-3100

ホームページ:<http://www.ph.emb-japan.go.jp/about/davao%20j.htm>

○在ベトナム日本国大使館

電話:3846-3000

国外からは:(国番号 84)4-3846-3000

ホームページ:[http://www.vn.emb-japan.go.jp/index\\_jp.html](http://www.vn.emb-japan.go.jp/index_jp.html)

○ホーチミン日本国総領事館

電話:3933-3510

国外からは:(国番号 84)8-3933-3510

ホームページ:[http://www.hcmcgi.vn.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.hcmcgi.vn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)